

第6章

実現化方策

1. 都市づくりの進め方

1)都市づくりの推進と取り組み方

◆地域づくりの役割分担及び市民などとの協働のまちづくりの推進

都市計画マスタープランの推進においては、南あわじ市が主体となって、国や兵庫県、その他公的機関との連携や調整、協力のもと、都市計画や都市計画事業などを実施します。 また、まちづくりの主役は住民であることから、市民の自主的なまちづくりを支援する とともに、市民や自治会、各種団体や企業などの多様な主体と行政との協働によるまちづくりを進めます。

◆市民のまちづくりへの参加・参画の促進

市民のまちづくりへの関心を促し、意欲を高めるために、まちづくりに関する情報の提供やNPOなど市民活動への支援を行うとともに、市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりを進めます。

施策や事業の実施では、必要に応じて計画素案作成後のパブリックコメント*を実施するとともに、各種計画策定における公募委員の登用やワークショップ*の実施、社会実験の導入など市民がまちづくりに参加できる手法を検討し、市民と行政とが協働で進めるまちづくりの仕組みを構築します。

◆まちづくりに関する情報公開の推進

市民などが中心となって進めるまちづくりに必要な情報の提供を積極的に行います。 都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施などについては、パンフレット等の作成及 び配布、市の広報紙やホームページへの掲載などにより、必要な情報の公表を積極的に進 め、市民への周知に努めます。

◆まちづくりを支援する制度等の活用

まちづくりを進めるために、用途地域や特別用途地区*、特定用途制限地域*などの地域地区*、地区計画等や建築協定など、都市計画やまちづくりに関する制度の活用を図ります。

地域のまちづくりを進めるにあたり、地区計画等の都市計画については、土地の所有者やまちづくりNPOなどによる都市計画提案制度*の活用を支援します。

面的な整備事業、道路や公園・緑地等の都市基盤の整備など、都市計画法等に基づく事業を進めます。

都市計画法等に基づく事業の対象以外でも、必要性の高い施策や事業については、社会 資本整備総合交付金を利用するなど、実現可能な整備手法を検討します。

また、土地利用や都市施設、市街地開発事業、地区計画等の都市計画の決定や見直しについては、必要に応じて適正に行います。

◆庁内推進体制の確立

都市計画マスタープランに示された都市づくりの基本理念や南あわじ市の将来像を実現するために、個別に施策や事業を実施するのではなく、各施策・事業間の相乗効果を図り、効率的、一体的かつ総合的な施策・事業の実施に努めます。

そのため、庁内における横断的な組織の連携や体制の確立はもとより、国、県、洲本市や淡路市など関係機関との連携の強化、職員の技術や能力の向上、市民のまちづくりに対する支援体制の充実などを行います。

2) マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、中長期的な展望に基づいて定める計画ですが、社会経済情勢の変化や地域の状況、地元の要望などによって、策定時に想定しなかった状況に至ることも想定されます。

また、南あわじ市都市計画マスタープランは、南あわじ市総合計画や南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)を上位計画としているために、これらの計画との整合が必要です。

都市計画マスタープランは、おおむね $5\sim10$ 年の間に見直すことが望ましいとされており、南あわじ市総合計画及び南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の見直しにあわせて、進捗状況を評価・検証しながら、その見直しを進めます。

資料編

1. 南あわじ市都市計画マスタープラン策定の経緯

項目(討議事項)	時 期	備考
第1回検討作業部会・策定委員会 (住民アンケート調査票について)	平成21年11月13日・24日	
住民アンケート調査	平成21年12月7日~22日	(2,200名)
第1回都市計画審議会 (都市計画マスタープランの策定について)	平成22年2月3日	
各種団体へのヒアリング調査	平成22年4月5日~5月14日	(25団体)
第2回検討作業部会・策定委員会 (アンケート等結果・都市づくりの課題・ 全体構想について、地域区分の検討)	平成22年7月13日·30日	
市関係各課への事業調査	平成22年8月19日~25日	(1室·17課)
第3回検討作業部会 (全体構想の整備方針について)	平成22年9月2日	
第4回検討作業部会 (地域別構想・実現化方策について)	平成22年12月20日	
県等関係行政機関との調整①	平成23年1月20日	(県庁都市計画課)
第5回検討作業部会・策定委員会 (都市計画マスタープラン(素案)について)	平成23年1月26日・28日	
計画素案作成	平成23年2月上旬	
意見募集 (パブリックコメント)	平成23年2月8日~28日	(意見提出なし)
県等関係行政機関との調整②	平成23年2月8日	(淡路県民局 まちづくり推進会議)
第2回都市計画審議会 (都市計画マスタープラン(素案)について)	平成23年2月22日	よりノ\リ推進云硪/
計画案作成	平成23年3月上旬	
第3回都市計画審議会 (都市計画マスタープラン(案)の諮問・答申)	平成23年3月17日	(15日:諮問、 17日:答申)
南あわじ市都市計画マスタープランの策定	平成23年 3 月25日	
要旨の公表・県知事へ報告 (南あわじ市都市計画マスタープラン)	平成23年 5 月	

2. 南あわじ市都市計画審議会諮問・答申書

1)諮問書

第1号議案

南あ都計発第390号 平成23年3月15日

南あわじ市都市計画審議会会長 様

南あわじ市長 中 田 勝 久

南あわじ市都市計画マスタープラン案について(諮問)

このことについて、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により、南あわじ市の都市計画に関する基本的な方針(南あわじ市都市計画マスタープラン)を定めたいので、南あわじ市都市計画審議会条例(平成17年条例第224号)第2条の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

2) 答申書

南あ都審第 1 号 平成23年3月17日

南あわじ市長 中 田 勝 久 様

南あわじ市都市計画審議会 会長 奥 井 正 造

南あわじ市都市計画マスタープラン案について (答申)

平成23年3月15日付南あ都計発第390号で諮問された「南あわじ市都市計画マスタープラン案」については、平成23年3月17日開催の審議会において慎重に審議した結果、適正と認めますので、この旨答申します。

3. 南あわじ市都市計画審議会条例

○南あわじ市都市計画審議会条例

平成17年3月25日 条 例 第 224 号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第77条の2第1項の規定に基づき、南あわじ市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査、審議する。
 - (1) 法によりその権限に属せられた事項に関すること。
 - (2) 市長の諮問に応じ都市計画に関すること。
- 2 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関等に建議することができる。 (組織)
- 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。
- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関又は県の職員 5人以内

(任期等)

- 第4条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

- 第5条 審議会に、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置く ことができる。
- 2 審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する審議が終了したときをもって、専門委員は当該専門の事項 に関する調査が終了したときをもって、それぞれ解任されるものとする。

(会長)

- 第6条 審議会に会長を置き、第3条第2項第1号の委員のうちから委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

- 第8条 審議会に、審議会の事務を処理するため幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 南あわじ市都市計画審議会委員

区分	役 職 名		
条例第3条第2項第1号	南あわじ市連合自治会代表		
学識経験のある者	南あわじ市商工会長		
	南あわじ市農業委員会長		
	南あわじ市水交会長		
	南あわじ市連合婦人会長		
条例第3条第2項第2号	南あわじ市議会議員		
市議会の議員	南あわじ市議会議員		
	南あわじ市議会議員		
	南あわじ市議会議員		
	南あわじ市議会議員		
条例第3条第2項第3号	兵庫県淡路県民局副局長兼総務室長		
関係行政機関又は県の職員 兵庫県淡路県民局県民室長			
	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所長		
	兵庫県南あわじ警察署長		
	淡路広域消防事務組合南淡分署長		

5. 南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定 委員会設置要網

南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成21年10月29日 訓 令 第 12 号

(設置)

第1条 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定に基づく国土の利用に関する市町村計画(以下「国土利用計画」という。)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定について、関係部局相互の連絡調整及び効果的な推進を図るため、南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 国土利用計画における基本方針及び土地利用構想に関する事項
 - (2) 都市計画マスタープランにおける全体構想及び地域別構想に関する事項 (組織)
- 第3条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。
 - (1) 副市長
 - (2) 市長公室長
 - (3) 総務部長
 - (4) 財務部長
 - (5) 市民生活部長
 - (6) 健康福祉部長
 - (7) 産業振興部長
 - (8) 農業振興部長
 - (9) 都市整備部長(10) 上下水道部長
 - (11) 教育部長
 - (12) 農業委員会事務局長
 - (13) 都市整備部次長
 - (14) 都市整備部管理課長
 - (15) 都市整備部建設課長
 - (16) 都市整備部都市計画課長

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は副市長を、副委員長は都市整備部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(検討作業部会)

- 第6条 第2条の所掌事務について調査及び検討をさせる必要があるときは、委員会に検討作業部 会を置くことができる。
- 2 検討作業部会は、関係部局の職員のうちから選出された者をもって構成し、都市整備部都市計画課計画係長が主宰する。

(庶務)

第7条 委員会及び検討作業部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、平成21年10月29日から施行する。

6. 南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン 策定委員会委員

副市長	都市整備部長
市長公室長	下水道部長(上下水道部長)
総務部長	教 育 部 長
財務部長	農業委員会事務局長
市民生活部長	都市整備部次長
健康福祉部長	管 理 課 長
産業振興部長	建設課長
農業振興部長	都市計画課長

^{※ ()} は旧部署名

7. 南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン 策定委員会 検討作業部会委員

部局名	課名	係 名
市長公室		政策・調整係
印及五里		政 策 係
総務部	防災課	防災消防係
財務部	財 政 課	財 政 係
市民生活部	生活環境課	施設係
健康福祉部	福祉課	母子児童福祉係
産業振興部	商工観光課	観光交流係
性未 派 央司	企業誘致課	企業誘致推進係
農業振興部	農林振興課	農業振興係
	管 理 課	用地係
都市整備部	建 設 課	道路係
	都市計画課	住 宅 係
下水道部(上下水道部)	下水道課	管 理 係
教 育 部	教育総務課	教育施設係
農業委員会事務局	_	_

^{※ ()} は旧部署名

8. 用語の解説

■あ行

アクセス (性/道路)

目的地への連絡のための交通の便や手段のこと。本来の意味は「接近、出入り」を指す。本計画では、「〜性」、「〜道路」などとして引用。

NPO

民間非営利法人組織(Non-Profit Organization)の略。利益を上げることを目的としない、公益的活動を行う民間団体。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、 建物によって覆われていない土地の総称。公 開空地。

■か行

開発許可 (制度)

無秩序な市街化を防止し、都市計画区域内での開発行為などについて、都市としての住環境水準を確保するため、一定の基準を設けた許可制度のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上等)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき知事が指定した区域。

狭隘〔きょうあい〕

土地などの小さくせまいこと (さま)。

区域区分

「線引き」とも呼ばれ、都市計画区域毎に計画的に市街化を図る市街化区域と原則的に市街化を抑制する市街化調整区域を定める制度。 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図る上での有効的な手段のひとつ。

グリーン・ツーリズム

農村などに滞在し、稲作などの農業体験を通じて自然に触れる余暇の過ごし方のこと。

景観計画

景観法に基づく景観行政団体が定めること ができる、良好な景観を形成するための目的 や方針ならびに良好な景観を形成するために 必要な行為の制限の基準を定めた計画。

建築協定

市街地の環境や利便性を維持・増進するため、 一定の区域内の住民や土地所有者全員の同意 により定める協定。建築物の敷地、用途、形 態について定めることができる。

公共下水道

家庭や工場などからの下水を直接に受け入れる下水道で、原則として市町村が行う事業。 (国土交通省所管)

5R

ごみを減らし、循環型社会を構築していく ためのキーワードとして、Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)、Refuse (リフューズ)、Repair (リペアー) の頭文字をとったもの。

国土利用計画

国土利用計画法に基づいて策定される、国 土の利用に関して最も基本になる計画。全国 計画、都道府県計画、市町村計画があり、市 町村計画は市町村が都道府県計画を基本として、 住民意向を反映させたうえで、市町村議会の 議決を経て定めることができる。

コーホート変化率法

自然増減要因と社会増減要因を区別せず、 過去における実績人口の動勢から「変化率」 を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

コミュニティ

一般的には、共同体または共同社会。その なかでも「地域コミュニティ」は、特に地域 の結びつきが強く、地域性を持った集団のこと。

コミュニティバス

地域コミュニティや地方自治体が、住民の 移動手段を確保するために運行するバス。

コミュニティプラント

市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理する、し尿と生活排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設。(環境省所管)

■さ行

里地里山

都市と奥山の中間に位置し、農林業者など 人の手で管理されてきた地域。集落とその周 囲の森林 (二次林)、農地、ため池、草地など で構成される。動植物の繁殖地や希少生物の すみかの役割も果たし、国土の約4割を占め るが、農村の過疎化で近年、荒廃している。

砂防

台風や激しい雨などによって削り取られる 土砂の流出を防いだりあるいは土砂の流出を できるだけ少なくしたりすること。

シームレス

継ぎ目がないこと。「交通のシームレス化」 とは、複数の交通手段を連続的かつ円滑に利 用できる状態を指す。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、 すでに市街地を形成している区域及びおおむ ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をは かるべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、 市街地を抑制する区域。

資源循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会。

自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護及び利用 の増進を図る必要があるもの。

自然保全地域

良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの。

森林地域

林業の振興又は森林の有する諸機能の維持 増進を図る必要がある地域。

水源かん養

植物や土壌などが雨水を一時的に貯え水源の枯渇を防ぎ、併せて水流が一時に河川に集中して洪水が起こるのを防ぐこと。

ストック

ものを蓄えること。また、蓄えたもの。本 計画では、(都市の) ストックという意味で用 いており、既に整備された道路、公園、下水 道や建築物などを指す。

総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画であり、地方自治法第2条第4項に規定されている。

その構成は、まちづくりのビジョン(目指すべき将来都市像)を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つから成る。

ゾーン

zone。地带。区域。範囲。

■た行

耐震改修促進計画

耐震化に関する施策を地域の実情に応じて計 画的に推進することを目的とした、建築物の耐 震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大き い市街地又は市街地となろうとする土地の区 域であって、宅地造成に関する工事について 規制を行う必要があるものを、都道府県知事 等が指定した区域。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。「用途地域」、「特別用途地区」などがある。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、各地方自治体(都 道府県や市町村)の長が、それぞれの防災会議 に諮り、防災のために処理すべき業務などを具 体的に定めた計画。

地区計画

良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、建築物の用途、敷地規模、建ペい率・容積率、高さなどを都市計画で定める制度。

地すべり防止区域

地すべりによる被害を防止したり、軽減したりするため、地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、地すべり防止工事を行う必要がある土地の区域。国土交通大臣や農林水産大臣が指定する。

デフレータ

物価指数のひとつで、物価変動分の影響を除いて実質値の動きをみるために用いられる指標をいう。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域(市 街化調整区域を除く)内において、その良好な 環境を形成・保持するため、人の集中・騒音・ 振動などを発生させるおそれのある施設等の建 設を制限する制度。

特別用途地区

用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区。

都市基盤(施設)

一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として都道府県知事が

指定する。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

地域の特性に応じて良好な都市環境を目指す ため、市町村を超える広域的見地から、都道府 県が都市計画法に基づいて策定するもので、都 市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決 定の方針等を体系的、総合的に示す計画。

都市計画提案制度

地域住民等のまちづくりの動きを都市計画に 積極的に取り込むことを目的として創設された、 土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり協 議会等が地方公共団体に対して、都市計画の提 案を行うことができる制度。提案には、土地所 有者の3分の2以上の同意など、地方公共団体 が定める一定の条件を満たす必要がある。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の一つであり、都市計画によって指定される道路。

都市公園

都市公園法に基づいて地方公共団体などが設置する公園や緑地。街区公園、近隣公園、地区公園など地域ごとに配置するものや、都市住民全般に供用する総合公園や運動公園、自然的環境の保全・改善などを図る都市緑地など、様々な種類がある。

土石流危険渓流

土石流が発生する危険性があり、人家または 学校などの公共施設に被害をもたらす可能性が ある渓流。

■な行

農業振興地域

自然的・経済的社会諸条件を考慮して、一体 として農業の振興を図ることが相当であると認 められる地域。

農業・漁業集落排水

農業・漁業集落におけるし尿や生活雑排水 等の汚水、又は雨水を処理する施設。(農林 水産省所管)

■は行

バイオマス

「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石 資源を除いたもの」と定義される、動植物から 生まれた再生可能な有機性資源。代表的なもの に家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらな どがある。

また、「バイオマスタウン」とは、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域のこと。

ハザードマップ

津波や高潮、洪水による破堤、はん濫等の浸水情報、および避難所など避難に関する情報を 住民に分かりやすく作成した地図。

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。通称「パブコメ」。

バリアフリー (化)

障がい者や高齢者などの日常生活や社会生活 における、物理的、心理的、情報に係わる障害 (バリア)を取り除いていくこと。

保安林

水源のかん養、土砂の崩落その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林のこと。

■ま行

面的整備

市街地整備のうち、道路、鉄道、下水道など の線的な整備に対し、ある地区全体を面的に整 備すること。

モータリゼーション

自動車時代、自動車化、車社会などを指す。

モニュメント

ある事件・人物などの記念として建てられる 建造物。記念碑・記念像など。

■や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害、言語など、人々が持つ 様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用 しやすい、すべての人に配慮した環境、建物、 製品等のデザインをいう。障がい者の社会参画 を困難にしている社会的、制度的、心理的なす べての障壁の除去という意味でも用いられる。

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理 的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能 の向上を目的として、建築物の建築を用途や容 積などにより規制する制度。

■ら行

緑地協定

市街地の良好な環境を確保するため、土地所 有者などの全員の合意により、現在ある緑の保 全や新たな緑化の推進を図ることを目的とする 協定。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

■わ行

ワークショップ

住民と行政と専門家などが対等な立場で意見 を交換し、計画案を作成していく手法の一つ。

発行:平成23年3月

南あわじ市 都市整備部 都市計画課

〒656-0393

兵庫県南あわじ市湊 90 番地 1(西淡庁舎)

TEL: 0799-37-3016 FAX: 0799-37-3035

E-mail:toshikeikaku@city.minamiawaji.hyogo.jp